

# 広島県の最低賃金

平成19年度最低賃金周知・広報キャッチフレーズ

「守ろう！確かめよう！この最低賃金」

## 広島県最低賃金

時間額 **669円**

(平成19年10月28日 発効)

○ 広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。

年齢・性別・雇用形態（臨時・パート・アルバイト等）を問いません。

なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者にはそれぞれの「産業別最低賃金」が適用されます。ただし、

- ① 年齢18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 主として清掃又は片付けの業務に従事する者
- ④ 下記の産業において「特定の軽易業務」に主として従事する者には、「広島県最低賃金」が適用されます。

| 産業別最低賃金<br>(業種名は「日本標準産業分類」による)                               | 時間額  | 発効年月日          | 上記④の特定の軽易業務                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------|------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島県製鉄業、鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛鉄製造業、<br>その他の鉄鋼業最低賃金<br>※高炉によらない製鉄業等を除く     | 797円 | 平成<br>20.1.27  |                                                                                                      |
| 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属<br>製品製造業最低賃金<br>※製缶板金業を含む              | 770円 | 平成<br>19.12.30 | 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて<br>行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又は<br>かしめの業務                                          |
| 広島県一般機械器具製造業最低賃金<br>※建設用ショベルトラック製造業を除く                       | 775円 | 平成<br>20.1.27  | 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて<br>行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又は<br>かしめの業務                                          |
| 広島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子<br>部品・デバイス製造業最低賃金<br>※民生用電気機械器具製造業等を除く | 732円 | 平成<br>20.1.27  | 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業によ<br>り又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う<br>巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取<br>付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務 |
| 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金                                           | 758円 | 平成<br>20.1.27  | 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて<br>行うばり取り又ははんだ付けの業務                                                            |
| 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業<br>最低賃金                                  | 798円 | 平成<br>20.1.27  | 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて<br>行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又は<br>かしめの業務                                          |
| 広島県各種商品小売業最低賃金<br>※衣、食、住商品を全般にわたり小売するもの<br>(百貨店、総合スーパー等)     | 748円 | 平成<br>20.1.27  | 倉庫番、値札付けの業務                                                                                          |
| 広島県自動車小売業最低賃金<br>※二輪自動車（原動機付自転車を含む）小売業を除く                    | 755円 | 平成<br>20.1.27  |                                                                                                      |

広島市・東広島市塗料製造業地域最低賃金 日額7,200円・時間額960円(平成10年11月5日発効)

- ・この最低賃金は、広島県広島市・東広島市の地域内で塗料製造業を営む使用者及びこれに使用される労働者に適用されます。
- ・この最低賃金は、18歳未満又は65歳以上の労働者には適用されません。

- ※ 最低賃金に算入しない賃金
- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
  - (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金についてご不明な点は、**広島労働局** (<http://www.hiroroudoukyoku.go.jp/>)

労働基準部賃金室 (TEL082-221-9244) 又は、最寄りの**労働基準監督署**にお尋ね下さい。

|             |                 |     |         |                 |
|-------------|-----------------|-----|---------|-----------------|
| 広島中央労働基準監督署 | TEL082-221-2460 | 呉   | 労働基準監督署 | TEL0823-22-0005 |
| 福山労働基準監督署   | TEL084-923-0005 | 三原  | 労働基準監督署 | TEL0848-63-3939 |
| 尾道労働基準監督署   | TEL0848-22-4158 | 三次  | 労働基準監督署 | TEL0824-62-2104 |
| 広島北労働基準監督署  | TEL082-812-2115 | 廿日市 | 労働基準監督署 | TEL0829-32-1155 |